

令和 5 年

舞鶴市議会 9 月定例会議案

第 55 号議案～第 74 号議案

令和 5 年 9 月 4 日提出

提出議案一覧表

議案番号	件名	掲載頁
第 55 号 議案	令和 5 年度 舞鶴市一般会計補正予算(第 5 号)	別 冊
第 56 号 議案	令和 5 年度 舞鶴市国民健康保険事業会計補正予算(第 1 号)	〃
第 57 号 議案	令和 5 年度 舞鶴市介護保険事業会計補正予算(第 1 号)	〃
第 58 号 議案	令和 4 年度 舞鶴市一般会計の決算の認定について	1 決算書 等別冊
第 59 号 議案	令和 4 年度 舞鶴市水道事業会計の決算の認定及び利益の処分について	3 決算書 等別冊
第 60 号 議案	令和 4 年度 舞鶴市下水道事業会計の決算の認定及び利益の処分について	6 決算書 等別冊
第 61 号 議案	令和 4 年度 舞鶴市病院事業会計の決算の認定について	7 決算書 等別冊
第 62 号 議案	令和 4 年度 舞鶴市国民健康保険事業会計の決算の認定について	8 決算書 等別冊
第 63 号 議案	令和 4 年度 舞鶴市貯木事業会計の決算の認定について	9 決算書 等別冊
第 64 号 議案	令和 4 年度 舞鶴市駐車場事業会計の決算の認定について	10 決算書 等別冊
第 65 号 議案	令和 4 年度 舞鶴市介護保険事業会計の決算の認定について	11 決算書 等別冊
第 66 号 議案	令和 4 年度 舞鶴市後期高齢者医療事業会計の決算の認定について	12 決算書 等別冊
第 67 号 議案	舞鶴市市史編さん委員会条例制定について	13
第 68 号 議案	災害派遣手当等に関する条例の一部を改正する条例制定について	16

第 69 号 議 案	舞鶴市火災予防条例の一部を改正する条例制定について	17
第 70 号 議 案	舞鶴市手数料条例の一部を改正する条例制定について	21
第 71 号 議 案	舞鶴市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	22
第 72 号 議 案	工事請負契約について(西舞鶴駅西口駅前広場整備工事)	23
第 73 号 議 案	市道路線の認定について	25
第 74 号 議 案	舞鶴市及び綾部市におけるはしご自動車の共同運用に係る連携協約について	27

第 58 号議案

令和 4 年度舞鶴市一般会計の決算の認定について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、令和 4 年度舞鶴市一般会計の決算を別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 5 年 9 月 4 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

提案理由

舞鶴市一般会計の決算の認定を受けたいので提案する。

参 考

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 抜 粋

(決算)

第 233 条 会計管理者は、毎会計年度、政令で定めるところにより、決算を調製し、出納の閉鎖後 3 箇月以内に、証書類その他政令で定める書類と併せて、普通地方公共団体の長に提出しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、決算及び前項の書類を監査委員の審査に付さなければならない。

3 普通地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならない。

4 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

5 普通地方公共団体の長は、第 3 項の規定により決算を議会の認定に付するに当たっては、当該決算に係る会計年度における主要な施策の成果を説明する書類その他政令で定める書類を併せて提出しなければならない。

6 普通地方公共団体の長は、第 3 項の規定により議会の認定に付した決算の要領を住民に公表しなければならない。

7 普通地方公共団体の長は、第 3 項の規定による決算の認定に関する議案が否決された場合において、当該議決を踏まえて必要と認める措置を講じたときは、速やかに、当該措置の内容を議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

第 59 号議案

令和 4 年度舞鶴市水道事業会計の決算の認定及び利益の処分について

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 30 条第 4 項の規定により、令和 4 年度舞鶴市水道事業会計の決算を別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付するとともに、同法第 32 条第 2 項の規定により、令和 4 年度同事業会計の利益の処分について、議会の議決を求める。

令和 5 年 9 月 4 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

提案理由

舞鶴市水道事業会計の決算の認定を受けるとともに、利益の処分を行いたいの
で提案する。

参 考

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号) 抜 粋

(決算)

- 第 30 条 管理者は、毎事業年度終了後 2 月以内に当該地方公営企業の決算を調製し、証書類、当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類と併せて、当該地方公共団体の長に提出しなければならない。
- 2 地方公共団体の長は、決算及び前項の書類を監査委員の審査に付さなければならない。
 - 3 監査委員は、前項の審査をするに当たっては、地方公営企業の運営が第 3 条の規定の趣旨に従ってされているかどうかについて、特に、意を用いなければならない。
 - 4 地方公共団体の長は、第 2 項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後 3 月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定(地方自治法第 102 条の 2 第 1 項の議会においては、遅くとも当該事業年度終了後 3 月を経過した後の最初の定例日(同条第 6 項に規定する定例日をいう。))に開かれる会議において議会の認定)に付さなければならない。
 - 5 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。
 - 6 地方公共団体の長は、第 4 項の規定により決算を議会の認定に付するに当たっては、第 2 項の規定により監査委員の審査に付した当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類を併せて提出しなければならない。
 - 7 地方公共団体の長は、第 4 項の規定により議会の認定に付した決算の要領を住民に公表しなければならない。
 - 8 地方公共団体の長は、第 4 項の規定による決算の認定に関する議案が否決された場合において、当該議決を踏まえて必要と認める措置を講じたとき、又は管理者が当該議決を踏まえて必要と認める措置を講じて当該措置の内容を当該地方公共団体の長に報告したときは、速やかに、これらの措置の内容を議会に報告するとともに

に、公表しなければならない。

- 9 第1項の決算について作成すべき書類は、当該年度の予算の区分に従って作成した決算報告書並びに損益計算書、剰余金計算書又は欠損金計算書、剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書及び貸借対照表とし、その様式は、総務省令で定める。

(剰余金の処分等)

第32条 地方公営企業は、毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもつてその欠損金をうめなければならない。

- 2 毎事業年度生じた利益の処分は、前項の規定による場合を除くほか、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。

- 3 毎事業年度生じた資本剰余金の処分は、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。

- 4 資本金の額は、議会の議決を経て、減少することができる。

第 60 号議案

令和 4 年度舞鶴市下水道事業会計の決算の認定及び利益の処分について

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 30 条第 4 項の規定により、令和 4 年度舞鶴市下水道事業会計の決算を別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付するとともに、同法第 32 条第 2 項の規定により、令和 4 年度同事業会計の利益の処分について、議会の議決を求める。

令和 5 年 9 月 4 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

提案理由

舞鶴市下水道事業会計の決算の認定を受けるとともに、利益の処分を行いたいので提案する。

第 61 号議案

令和 4 年度舞鶴市病院事業会計の決算の認定について

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 30 条第 4 項の規定により、令和 4 年度舞鶴市病院事業会計の決算を別添監査委員の意見を付けて議会の議決を求める。

令和 5 年 9 月 4 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

提案理由

舞鶴市病院事業会計の決算の認定を受けたいので提案する。

第 62 号議案

令和 4 年度舞鶴市国民健康保険事業会計の決算の認定について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、令和 4 年度舞鶴市国民健康保険事業会計の決算を別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 5 年 9 月 4 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

提案理由

舞鶴市国民健康保険事業会計の決算の認定を受けたいので提案する。

第 63 号議案

令和 4 年度舞鶴市貯木事業会計の決算の認定について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、令和 4 年度舞鶴市貯木事業会計の決算を別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 5 年 9 月 4 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

提案理由

舞鶴市貯木事業会計の決算の認定を受けたいので提案する。

第 64 号議案

令和 4 年度舞鶴市駐車場事業会計の決算の認定について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、令和 4 年度舞鶴市駐車場事業会計の決算を別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 5 年 9 月 4 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

提案理由

舞鶴市駐車場事業会計の決算の認定を受けたいので提案する。

第 65 号議案

令和 4 年度舞鶴市介護保険事業会計の決算の認定について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、令和 4 年度舞鶴市介護保険事業会計の決算を別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 5 年 9 月 4 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

提案理由

舞鶴市介護保険事業会計の決算の認定を受けたいので提案する。

第 66 号議案

令和 4 年度舞鶴市後期高齢者医療事業会計の決算の認定について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、令和 4 年度舞鶴市後期高齢者医療事業会計の決算を別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 5 年 9 月 4 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

提案理由

舞鶴市後期高齢者医療事業会計の決算の認定を受けたいので提案する。

第 67 号議案

舞鶴市市史編さん委員会条例制定について

舞鶴市市史編さん委員会条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 9 月 4 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

舞鶴市市史編さん委員会条例

(設置)

第 1 条 舞鶴市の市史の編さんを円滑に行うため、舞鶴市市史編さん委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について、調査し、及び審議するとともに、その結果を答申する。

- (1) 市史の編さん計画に関すること。
- (2) 市史の編集及び刊行に関すること。
- (3) 資料の収集、調査及び保存に関すること。
- (4) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 6 人以内をもって組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- 2 委員の任期は、5 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様と

する。

(臨時委員)

第5条 市長は、特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、委員会に臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、前条第1項に規定する者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
- 3 臨時委員の任期は、前項の規定による委嘱又は任命の日から当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。
- 4 前条第4項の規定は、臨時委員について準用する。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(部会)

第8条 委員会に、部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員長が指名する委員及び臨時委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから委員長が指名する。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名する部会の委員又は臨時委員が、その職務を代理する。
- 6 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「委員会」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものと

する。

(意見の聴取等)

第 9 条 委員長又は部会長は、必要があると認めるときは、委員会又は部会の会議に関係者の出席を求めて、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 10 条 委員会の庶務は、政策推進部において処理する。

(委任)

第 11 条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に開かれる委員会の会議及び委員の任期満了後最初に開かれる委員会の会議は、第 7 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が招集する。

提案理由

舞鶴市の市史の編さんを円滑に行うため、舞鶴市市史編さん委員会を設置することとし、その組織、運営等の必要な事項を定めたいので提案する。

第 68 号議案

災害派遣手当等に関する条例の一部を改正する条例制定について

災害派遣手当等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 9 月 4 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

災害派遣手当等に関する条例の一部を改正する条例

災害派遣手当等に関する条例(昭和 39 年条例第 34 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 44 条」を「第 26 条の 8」に、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第 2 条第 1 項中「第 44 条」を「第 26 条の 8」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴い、同法の規定に基づき派遣された職員に対して支給する手当を新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当から特定新型インフルエンザ等対策派遣手当に改めたいので提案する。

第 69 号議案

舞鶴市火災予防条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 9 月 4 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

舞鶴市火災予防条例の一部を改正する条例

舞鶴市火災予防条例(昭和 48 年条例第 12 号)の一部を次のように改正する。

第 11 条第 1 項第 3 号の 2 中「キュービクル式のものにあつては、」を削る。

第 11 条の 2 第 1 項第 4 号中「雨水等」を「その筐体は雨水等」に改める。

第 13 条第 1 項を次のように改める。

蓄電池設備(蓄電池容量が 10 キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が 10 キロワット時を超え 20 キロワット時以下のものであつて蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準(令和 5 年消防庁告示第 7 号)第 2 に定めるものを除く。以下同じ。)は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

第 13 条第 3 項を次のように改める。

- 3 第 1 項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備(柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第 3 に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。)にあつては、建築物から 3 メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第 13 条第 4 項中「第 2 項並びに本条第 1 項」を「第 11 条の 2 第 1 項第 4 号」に改める。

第 47 条第 13 号中「蓄電池設備」の右に「(蓄電池容量が 20 キロワット時以下のものを除く。)」を加える。

別表第 3 厨房設備の項を次のように改める。

厨 房 設 備	気 体 燃 料	不 燃 外	開放式	組込型こ んろ・グリ ル付こん ろ・グリド ル付こん ろ、キャビ ネット型 こんろ・グ リル付こ んろ・グリ ドル付こ んろ	14kW以下	100	15 注	15	15 注	注：機器 本体上 方の側 方又は 後方の 離隔距 離を示 す。
				据置型レ ンジ	21kW以下	100	15 注	15	15 注	
		不 燃	開放式	組込型こ んろ・グリ ル付こん ろ・グリド ル付こん ろ、キャビ ネット型 こんろ・グ リル付こ んろ・グリ ドル付こ んろ	14kW以下	80	0	—	0	

			据置型レンジ	21kW以下	80	0	—	0
固体燃料	不燃以外	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	100	50	50	50
	不燃	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	80	30	—	30
上記に分類されないもの			使用温度が800℃以上のもの	—	250	200	300	200
			使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	150	100	200	100
			使用温度が300℃未満のもの	—	100	50	100	50

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例による改正後の舞鶴市火災予防条例(以下「新条例」という。)第13条第1項に規定する蓄電池設備(附則第4項に掲げるものを除く。)(以下この項において「燃料電池発電設備等」という。)又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例第11条第1項第3号の2(新条例第8条の3第1項及び第3項、第11条第3項、第12条第2項及び第3項並びに第13条第2項及び第4項において準用する場合を含む。)の規定に適合しないものについては、同号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第 13 条第 1 項に規定する蓄電池設備(次項に掲げるものを除く。)のうち、同条第 1 項の規定に適合しないものについては、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 新条例第 13 条第 1 項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して 2 年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

提案理由

関係省令の改正に伴い、蓄電池設備に係る基準を改める等所要の改正を行いたいので提案する。

第 70 号議案

舞鶴市手数料条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 9 月 4 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

舞鶴市手数料条例の一部を改正する条例

舞鶴市手数料条例(平成 12 年条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

別表中第 55 号を第 56 号とし、第 50 号から第 54 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 49 号の次に次のように加える。

(50) 地籍調査の結果に関する証明	1件につき	400円
附 則		

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

本市が実施している地籍調査が一部の地区において終了し、地籍調査の結果に関する証明を行うこととすることに伴い、手数料を徴収する事務及び金額に当該証明に係る手数料を追加したいので提案する。

第 71 号議案

舞鶴市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 9 月 4 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

舞鶴市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

舞鶴市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成 26 年条例第 29 号)の一部を次のように改正する。

第 15 条第 1 項第 2 号中「同条第 11 項」を「同条第 10 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正に伴い、引用する条項を改めたいので提案する。

第 72 号議案

工事請負契約について

下記のとおり工事請負契約を締結するものとする。

記

1 契約の目的

西舞鶴駅西口駅前広場整備工事

2 契約の方法

一般競争入札

3 契約金額

286, 110, 000 円

4 契約の相手方

鶴美・今村特定建設工事共同企業体

代表者 舞鶴市字市場 202 番地 36

鶴美建設株式会社

代表取締役 久富 慶亮

構成員 舞鶴市上安東町 2

今村工業株式会社

代表取締役 西山 桂一

令和 5 年 9 月 4 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

提案理由

西舞鶴駅西口駅前広場整備工事に係る請負契約を締結したいので提案する。

参 考

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和 39 年条例第 13 号) 抜 粋

(議会の議決に付すべき契約)

第 2 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 5 号の規定により
議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 1 億 5,000 万円以上の工
事又は製造の請負とする。

第 73 号議案

市道路線の認定について

下記のとおり市道路線を認定することについて、道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年 9 月 4 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

記

路 線 名	起 点 及 び 終 点	重要な経過地
大内南 9 号線	舞鶴市字倉谷小字向ノ丁 365 番 8 から	
	舞鶴市字倉谷小字向ノ丁 365 番 5 まで	

提案理由

倉谷地区の路線の市道認定を行いたいので提案する。

参 考

道路法(昭和 27 年法律第 180 号) 抜 粋

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第 8 条 第 3 条第 4 号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合には、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

(第 3 項以下 略)

第 74 号議案

舞鶴市及び綾部市におけるはしご自動車の共同運用に係る連携協約について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 2 第 1 項の規定により、綾部市とはしご自動車の共同運用に係る事務を連携して処理するため、次のとおり舞鶴市及び綾部市におけるはしご自動車の共同運用に係る連携協約を締結するものとする。

令和 5 年 9 月 4 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

舞鶴市及び綾部市におけるはしご自動車の共同運用に係る連携協約

舞鶴市(以下「甲」という。)及び綾部市(以下「乙」という。)は、はしご自動車の共同運用に係る事務を連携して処理するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 2 第 1 項の規定に基づき、次のとおり連携協約を締結する。

(目的)

第 1 条 この連携協約は、甲及び乙が相互に役割を分担し、連携することにより、それぞれが管轄する地域における消防力の向上を図るとともに、効率的な行政運営を促進することを目的とする。

(基本方針)

第 2 条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、はしご自動車の共同運用に係る取組について役割を分担し、連携して事務を処理するものとする。

(連携する取組及び役割分担)

第 3 条 甲及び乙が連携する取組及び役割分担は、別表に掲げるとおりとする。

(連絡会議)

第 4 条 甲及び乙は、この連携協約の推進に係る連絡調整を行うため、定期的に連絡会議を開催するものとする。

(運用計画の策定)

第5条 甲及び乙は、第3条の取組を実施するため、はしご自動車共同運用計画(以下「運用計画」という。)を策定するものとする。

2 運用計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 共同運用に当たって必要となる事項
- (2) 共同運用に係る費用及びその負担割合
- (その他)

第6条 この連携協約に定めるもののほか、この連携協約に関し必要な事項は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

附 則

この連携協約は、令和5年10月16日から施行する。

別表(第3条関係)

取組	甲の役割	乙の役割
はしご自動車の購入に関する こと。	乙と連携し、中心とな って必要な事務を行 う。	甲と連携し、必要な 事務を行う。
はしご自動車の運用に関する こと。		
はしご自動車の維持管理に関 すること。		
共同運用に係る費用負担に関 すること。		
その他共同運用に必要なこと。		

提案理由

綾部市とはしご自動車の共同運用に係る事務を連携して処理するため、連携協約(舞鶴市及び綾部市におけるはしご自動車の共同運用に係る連携協約)を締結したいので提案する。

参 考

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 抜 粋

(連携協約)

第 252 条の 2 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体及び他の普通地方公共団体の区域における当該普通地方公共団体及び当該他の普通地方公共団体の事務の処理に当たつての当該他の普通地方公共団体との連携を図るため、協議により、当該普通地方公共団体及び当該他の普通地方公共団体が連携して事務を処理するに当たつての基本的な方針及び役割分担を定める協約(以下「連携協約」という。)を当該他の普通地方公共団体と締結することができる。

(第 2 項 略)

3 第 1 項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならぬ。

(第 4 項以下 略)